

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D 日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

20XX 年、A 県の山間部に位置する B 市 C 地区、D 市 E 地区、F 市 G 地区等（以下「A 県過疎地域」とする。）では、人口流出がとまらず過疎化が著しく進展した。これらの地域では歴史的な沿革から A 県が道路、公立病院、上水道や下水道といった公共インフラ事業等を担っているところ、過疎化に伴う人的・財政的負担の増加により、これらの事業等を維持・提供することが困難となりつつある。

この問題への対応として A 県は次のような計画を立てた（以下「撤退計画」とする）。(1) A 県過疎地域に居住する者の都市部への移住を非権力的な方法により勧奨する、(2) A 県過疎地域における公共インフラを少しずつ簡易な代替手段に転換して事業規模を縮小しつつ、残留を希望する者の生活に必要な最低限のサービス等は提供し続ける、(3) 最終的に A 県過疎地域での公共インフラ事業等から全面的に撤退する。

ところが「田舎暮らし」が巷でブームになるたびに、A 県過疎地域へ、少なくとも数の転入及び転出が起こり、撤退計画は頻繁に見直しを迫られている。

そこで A 県では過疎地域への新たな転入を禁止して、撤退計画を強力に進めようと考えている。以下の転入禁止条例案骨子について、そこに含まれる憲法上の問題を指摘しなさい。

〔転入禁止条例案骨子〕

- 1 人口の過度の減少に因る事態に対処するため、必要な転入の制限をする。
- 2 何人も別表に掲げる地域内に転入することはできない。
- 3 2 の義務に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

別表

A 県 B 市 C 地区

A 県 D 市 E 地区

A 県 F 市 G 地区

．．．

(以下略)

民法（配点 100 点）

次の文書は、明治時代に、ある都市の間屋が申し合わせて作成した規則である（文語カタカナ書きの原文を口語ひらがな書きに直し、全 17 条の規則中のうち 6 ケ条を抜き書きし、順に第 a 条から第 f 条とした。条文中の「加盟間屋」とはこの申し合わせに署名した間屋を指す）。

これを読んで後の問いに答えよ。

〇〇間屋申合規則

第 a 条 この規則は施行日から 3 日間、地方新聞紙に広告し、かつ実施日から加盟間屋の店頭の見やすい場所に常に掲示することとする。

第 b 条 前条の手続を完了した後は、取引相手方たる売主はもちろん、その他何人も加盟間屋と取引をする者は、あらかじめこの規則を承諾した者とみなす。この規則によらずに取引をするときには、特にその旨を明記した書面を作成しなければならない。

第 c 条 およそ通信に関しては、本人または代理人において郵便・電信・直談等、その時の都合に従ってこれを行う。その際には証拠を保存することを要する。証拠がある場合には、途中で故障・遅滞等があっても、発信者はその義務をつくしたものとみなす。

第 d 条 加盟間屋の役割は、売主の依頼を受けて商品を売却するにある。ゆえに加盟間屋に商品が到達した場合には、その都度特別の申込を行う者以外は、実際の依頼の有無にかかわらず、すべて当該商品の売却を依頼されたものとみなす。もっとも依頼に応ずるか否かは加盟間屋が自由に決する。

第 e 条 すべて天災・火災および不可抗力による盗難、その他予期しがたい災難から生じた目的物に関する損害については、加盟間屋はその責任を負わない。

第 f 条 この規則は取引上の主な事項について設けたものであるので、この他諸般の手続はすべて従来慣習に従うものとする。

（その他は略）

以上の各条を決定した証拠として、各自ここに記名調印する。

明治十六年七月一日

各連名印

(1) 定型約款に関する現行民法の規定と比べて、第 a 条・第 b 条の特徴を指摘し、このような規定が置かれた理由を推測して述べよ。

(配点: 30 点)

(2) 意思表示の到達に関する現行民法の規定と比べて、第 c 条の特徴を指摘し、このような規定が置かれた理由を推測して述べよ。

(配点: 30 点)

(3) 第 d 条はどのような意味を持っているか。

(配点: 20 点)

(4) 第 e 条はどのような意味を持っているか。

(配点: 20 点)

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、X の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- 1 X（男性・35歳）は、某日深夜、仕事を終えた後、自動車を運転し、いわゆるナンパの目的で歩行中の女性を物色していたが、帰宅途中のA（女性・24歳）が好みの容姿であったことから、上記自動車を止め、「家まで乗せてあげる。」と嘘を言い、これを信じたAを上記自動車の助手席に同乗させて、時速約40キロメートルで走行した。やがて、ある交差点に差し掛かったとき、Aの家に向かうには左折すべきであるのに、Xが左折せず直進したため、不審に思ったAが説明を求めたところ、Xは、Aに対し、「俺と付き合おう。これからホテルに行かないか。」等と言った。騙されたと知り憤慨したAは停車するよう求めたが、Xは、これを無視して走行を続け、やがて、Aが誘いに乗らないのであれば、無理やり、力づくで同女と性交しようと企てた。
- 2 その後、人家がまばらな町はずれに至ると、Xは停車し、嫌がるAを無理に降車させた上、抵抗するAの腕を掴む等してAを周囲に全く人気のない山林の草地内に引っ張り込んだ。そして、Xは、Aの右肩辺りを強く押して同女をその場に仰向けに倒し、馬乗りになった上で、激しく抵抗するAの着衣を剥ぎ取り、性交した。
- 3 Xは、上記行為が発覚することを恐れ、口封じのためにはAを殺害するしかないと決意し、仰向けに倒されたAの頸部を両手で強く絞扼して、Aを窒息死させた。
- 4 その直後、Xは、自らの犯行の発覚につながるものがないかを確認するため、Aが所持していたバッグの中を物色した。バッグの中にAの所持品であるスマートフォンがあったため、スマートフォンのGPS機能によって発信される位置情報をAの親族が取得した場合、犯行の発覚につながりかねないと考えたXは、死体の発見を困難にするために、バッグからAのスマートフォンを取り出し、自分の上着のポケットに入れた。
- 5 Xは、その場に穴を掘り、Aの死体を土中に埋めると、車を運転し、市街へと戻り、道路脇の植え込みの中に上記のスマートフォンを投棄した。

[このページは空白です。]

